

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十九年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年五月二十五日

埼玉県監査委員 山 本 光 紀

埼玉県監査委員 佐 野 勝 正

埼玉県監査委員 土 屋 恵 一

埼玉県監査委員 中屋敷 慎 一

平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：情報システムに関する財務事務の執行及び事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
業務主管課におけるシステム管理台帳の登録が不正確であり、情報システム課では整備状況を確認していないため、システム管理台帳における内部統制を適切に整備する必要がある。	<p>【指 摘1】業務主管課におけるシステム管理台帳の登録が不正確であり、情報システム課では整備状況を確認していないため、システム管理台帳における内部統制を適切に整備する必要がある。</p> <p>情報システムは、公有財産台帳や各種出納簿と異なり、本県の財務規程で規定されているものではなく、主な情報システムを管理するシステム管理台帳への登録は、操作マニュアルがあるのみで、業務主管課ではシステム管理台帳の重要性の認識が低い可能性がある。</p> <p>さらに、システム管理台帳への登録は、業務主管課の担当者が行うのみで、上長の承認を受ける必要のない台帳であるため、業務主管課の担当者の誤謬を訂正する仕組み等の内部統制が確立されていない。情報システム課においても、システム管理台帳の整備状況を確認する内部統制が確立されていない。</p> <p>システム管理台帳に関わる要領等を規定して、業務主管課においては、入力内容を複数の目で確認できる仕組みを導入するとともに、情報システム課においてもシステム管理台帳の整備状況を確認する管理方法を導入するなどシステム管理台帳の内部統制を確立すべきである。</p>	<p>早急な対策として、不正確な登録情報を正しくするために、直ちに各業務主管課に対し、システム管理台帳の中身について、登録内容の確認及び修正依頼を行うなど、実効性のある運用に改めた（平成30年4月19日付通知）。</p> <p>今後はこれを内部統制の一環として、定期的実施することで、正確な情報の把握に努める運用に改めた。</p> <p>また、平成30年5月11日付にて「情報システム管理台帳整備要領」を定め、運用・管理方法を改善し、内部統制を図った。</p>	情報システム課

平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：情報システムに関する財務事務の執行及び事業の管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
外部委託事業者のセキュリティ対策を適切な方法で確認すべきである。 【報告書 207 ページ】	<p>【指 摘2】外部委託事業者のセキュリティ対策を適切な方法で確認すべきである。</p> <p>情報セキュリティポリシーでは、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認し、必要に応じて委託契約の内容を検討し、その内容を情報セキュリティ管理者に報告して、重要度に応じてCISOに報告することが定められている。</p> <p>しかし、委託事業者(システム運用保守業務委託業者及び窓口業務委託業者)においてセキュリティ対策が確保されていることの確認が不十分であった。</p> <p>具体的には、委託事業者(システム運用保守業務委託業者)については月例の実施報告にセキュリティ対策を実施した旨の報告を受けるのみであり、委託事業者(窓口業務委託業者)についてはセキュリティ対策の研修を実施していることを口頭確認および毎月実施するモニタリングにおける「個人情報の管理を適正に行っている」旨のチェック項目のチェックを行うことのみで報告を受けていた。</p> <p>委託事業者より、セキュリティ対策の内容を示した報告書を入手して評価する、どのように「個人情報の管理を適正に行っている」かの確認・評価方法を整備する、委託業務の現場確認を行うなど、委託業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認することが必要である。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、委託事業者が実施しているセキュリティ対策研修の内容を文書にて報告を求めることについて、委託事業者との定例会において合意した(システム運用保守業務委託業者：平成30年3月20日、窓口業務委託業者：平成30年3月22日)。</p> <p>報告内容は、県の情報セキュリティ自己点検シートに準じて確認・評価を行い、研修内容に不足のある場合や個人情報の適正な管理について不備がある場合は、文書にて指導を行うことと改めた。</p> <p>また、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されているかについて、現場確認を行った(平成30年4月17日、24日)。今後も毎月現場確認を行い、セキュリティ対策の確保に努めていく。</p>	総合リハビリテーションセンター